

令和4年7月8日
教育政策課

児童生徒への性暴力防止に関する事務局教職員向け研修について

1 目的

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の令和4年4月1日の施行を契機として、県教育委員会事務局や教育事務所の職員が、児童生徒に対するわいせつな行為は、「児童生徒への性暴力」という個人の権利を侵害する行為であると改めて認識するよう、研修を実施する。

2 日時及び場所

- (1) 令和4年8月4日（木）13時30分～15時30分 長野合同庁舎
- (2) 令和4年8月10日（水）13時30分～15時30分 伊那合同庁舎

3 研修内容

- ・ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の説明
- ・ 性暴力に関するワークショップ

4 対象者

- ・ 県教育委員会事務局及び教育事務所等の教育職員
- ・ 県立学校教職員